別紙（返還がない場合）

積算内訳報告書

１　施設名

２　代表者氏名

３　施設の所在地

４　補助事業名　　令和５年度「世田谷区認可外保育施設物価高騰対策給付金事業」

５　補助金確定額　　　　　　　　　　円

６　概要

※概要（返還額がない理由）の例

（例１）消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

（例２）消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

（例３）公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人等）であり、特定収入割合が５％を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

（例４）補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

（例５）補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみであるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

【添付書類】

・（理由が例１の場合）

　　・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し及び損益計算書等、

売上高を確認できる資料

・（理由が例２の場合）

　　・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し

・（理由が例３の場合）

・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

　　・特定収入の割合の計算過程を確認できる資料

・（理由が例４・５の場合）

・補助対象経費の内訳表

・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し